

光においでよ！住まいる補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

光市長 芳 岡 統

光市告示第 1 7 7 号

光においでよ！住まいる補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、若年層を中心とした定住を促進し、持続可能な都市づくりを推進することを目的とした光においでよ！住まいる補助金（以下「補助金」という。）を交付するとともに、報償品を贈呈することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 名義人 申請日において、不動産登記法(平成 1 6 年法律第 1 2 3 号)に基づき登記記録の権利部(甲区)に、現に所有者又は共有者として記録されている者をいう。
- (2) 定住 本市の住民として永住の意思を持って居住し、3 年以上継続して住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)に基づく本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が住所地にあることをいう。
- (3) 新築 新たに家屋を建築することをいう。
- (4) 建売家屋 販売を目的に新築された家屋で、居住の用に供したことの無いもの(分譲マンションを含む。)をいう。
- (5) 取得家屋 自己の居住の用に供する新築された家屋(併用住宅にあっては、居住部分が延べ面積の 2 分の 1 以上有するものに限る。)をいう。た

だし、一時的に使用するもの及び賃貸、販売等の営利を目的とするもの並びに市が別に指定する市有地を購入し、新築した家屋を除く。

(6) 市内業者 市内に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で契約を締結することができる法人又は個人事業者をいう。

(7) 子 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 取得家屋の名義人となった日の属する年度の3月31日において、15歳以下の者であって、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と同居し、かつ、その者に養育されるもの

イ 住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録され、申請者との続柄が子の者

（補助等対象者要件）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 定住を目的として、令和7年10月10日以後に市内の建売家屋及び取得家屋（以下単に「取得家屋」という。）の名義人となった者であって、申請日において当該取得家屋の名義人となった日から起算して1年を経過していないもの、かつ、転入日から3年を経過していないもの。

(2) 前号の取得家屋の名義人となった日において、申請者又は同居の配偶者が50歳以下である者。ただし、子がいる場合を除く。

2 第1項に該当する者は、補助金の申請時において、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 世帯全員が、過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(2) 世帯全員が、補助の申請をする取得家屋以外に取得家屋を所有していないこと。

(3) 世帯全員が、本市市税を滞納していないこと。

(4) 世帯全員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

3 第1項第1号の場合において、当該取得家屋の所有権を共有しているときは、当該所有権の持分の割合が最も大きい者を補助対象者とし、持分の割合が等しい場合にあつては、所有権を有する者のいずれか1人を補助対象者とするものとする。

4 報償の対象となる者は、補助対象者のうち取得家屋の場所が光市立地適正化計画における居住促進重点区域又は居住促進区域であると市が認めたものとする。

(補助金の額及び報償品の相当額)

第4条 補助金の額は、30万円とする。

2 補助対象者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項に定める額に、それぞれ当該各号に定める額を加算するものとする。

(1) 市内業者と契約して新築した場合（建売家屋を除く。） 20万円

(2) 子がある場合であつて、当該子が1人のときは10万円、2人のときは30万円、3人以上のときは60万円

3 前条第4項の場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に相当する報償品を贈呈するものとする。

(1) 光市立地適正化計画における居住促進重点区域 3万円

(2) 光市立地適正化計画における居住促進区域 2万円

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、光においてよ！住まいる補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 取得家屋の登記事項証明書の写し

(2) 取得家屋の建築等に係る規模及び費用が確認できる書類

(3) 続柄の記載がある世帯全員の住民票

(4) 世帯全員の取得家屋の所有状況が確認できる書類

(5) 世帯全員の市税完納証明書

(6) 定住誓約書兼同意書（様式第2号）

(7) 暴力団員に該当しない旨の誓約書兼同意書（様式第3号）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、取得家屋の所有権を共有している場合は、他の共有者が記入した光においでよ！住まいる補助金共有名義者承諾書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 申請者は、市内業者と契約して新築した場合の加算を申請するときは、取得家屋の工事請負契約書の写し及び市内業者であることを証する書類（法人の場合は登記事項証明書の写し、個人事業者の場合は代表者の住民票の写しとする。）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金を申請した日の属する年度に光市の建設工事入札参加資格の認定を受けている市内業者については、市内業者であることを証する書類の提出を免除するものとする。

4 第1項の規定による申請は、取得家屋の名義人となった日から起算して1年以内に行わなければならない。

（補助金等の交付決定）

第6条 市長は、申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするとき及び報償品の贈呈をするときは光においでよ！住まいる補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不交付を決定するときは光においでよ！住まいる補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金等の交付）

第7条 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、光においでよ！住まいる補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金及び報償品（以下「補助金等」という。）を交付又は贈呈（以下単に「交付」という。）

するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等の交付を受けた日から起算して3年以内に市外に転居したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、光においでよ！住まいる補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、光においでよ！住まいる補助金返還請求書（様式第9号）により当該交付決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

4 市長は、前項の規定により返還を命じた場合において、当該交付決定者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月10日から施行する。